

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年6月17日(水) 16:15~17:35

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多主任安全審査官、川末主任安全審査官、田村管理官補佐、堀内安全審査官、田中係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター	安全管理課	課長他10名
安全・核セキュリティ統括部	品質保証課	課長他 3名
安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	主査他 1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から令和2年5月11日に申請された、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請について、原子力機構から資料に基づき主に以下の説明を受けた。

○保全区域の設定について、電源室、中央制御室、非常用発電機を検討しており、図等を含めて修正し補正申請を行う。

○環境放射線モニタリングについて、6月12日の JAEA 全拠点の共通事項の面談※において、原子力規制庁からの説明を受け、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示における濃度限度以下を確認して放出している事業者は、周辺監視区域の環境放射線モニタリングでよいと理解したが、問題ないか確認したい。

○引継時に実施すべき事項について、加工施設では下部要領に基づく操作記録を用いているが、引き継ぎ内容が下部要領に明文化されていないことから、要求事項に合わせた内容で追記する。また、使用施設は、操作記録の様式は三次文書で定まっているが、操作は日中のみであり引継ぎが存在しないことから、保安規定に定めていない。

(2) 原子力規制庁から、以下について伝えた。

○原子力機構の各使用施設の従業員の引き継ぎ、核燃料物質の使用前使用後の

点検、管理区域内の汚染のおそれのない区域に物品等の移動について、運用の状況を確認のうえ、回答すること。

○確認依頼のあった事項については、規制庁内で確認のうえ回答する。

(3)原子力機構から承知した旨発言があった。

6. 資料

- ・加工施設保安規定審査基準要求と保安規定改定案の対比表(人形峠_加工施設)
- ・使用施設保安規定審査基準要求と保安規定改定案の対比表(人形峠_使用施設)

[令和2年6月12日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談](#)